

助けあい 生きる安心 社会保険

社会保険 しまわ

令和4年 1月号 No.837

Index

P2：新年のご挨拶

島根県社会保険協会からのお知らせ

P3：日本年金機構からのお知らせ

P4：協会けんぽ島根支部からのお知らせ



～島根県の名所空撮～

奥出雲町 三井野原

冬にはスキー場で知られる三井野原。その高原の中央にある三井野原駅はJR西日本の駅の中で最も標高の高い駅(727m)です。2018年には廃線となった三江線のあと、島根県と広島県を結ぶ唯一の鉄道路線となった木次線。ゲレンデの中を通過する列車は見ものです。

おけまして
おめでとぅございませう。

会員の皆様には、お健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。旧年中は、当協会並びに社会保険委員会の事業に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございました。

本年は、引き続き新型コロナウイルス影響から二つの実務講座や社会保険委員等研修会を開催することができま

せんでした。一方で新たな取り組みとして始めたWebセミナーは、受講された皆様から好評を頂き、新しく「社会

保険と労働保険について」も開設しました。今後も動画配信や会場数を増やしての集合型の実務講座の開設、夏季・冬季の助成事業を始めとする健康づく

り事業の充実に引き続き取り組みまいりますので、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新年にあたり、皆様にとって本年が健やかな年でありますことをご祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

一般財団法人

島根県社会保険協会

会長 山坂 良平

(島根県社会保険委員会連合会会長)

(松江社会保険委員会会長)

出雲支部長 瀬島 徹

(出雲社会保険委員会会長)

浜田支部長 沖田 幸雄

(浜田社会保険委員会会長)

謹んで
新年のお慶びを
申し上げます

平素から、社会保険事業へのご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

本年も、健康保険・厚生年金保険事業を使命感と責任感を持ち、適正な業務執行

により、皆様のご期待に違わぬ事業運営に努めてまいりますので、よろしくお願

い申し上げます。

日本年金機構

松江年金事務所

所長 坂田 信喜

出雲年金事務所

所長 井上 尚司

浜田年金事務所

所長 谷本 茂

全国健康保険協会 島根支部

支部長 石原 貢

(一般財団法人) 島根県社会保険協会からのお知らせ

ホームページも
ご覧ください



募集 年金給付実務講座「60歳以後の年金額調整の仕組み」のお知らせ

働きながら老齢厚生年金をもらえるの？退職したらすくもらえるの？などの疑問について解説

時間：各会場とも、午後1時30分から午後4時00分まで

講師：年金事務所職員または社会保険労務士

受講料：会員事業所様は無料です。(交通費等の経費は受講者負担)

テキスト：当日配付いたします。

| | 会場 | 開催日 | 定員 | 申込締切 |
|----|-----------------------|----------|------|--|
| 松江 | くにびきメッセ (501大会議室) | 2月 3日(木) | 100名 | 1月28日(金) |
| 雲南 | 三刀屋交流センター (2F多目的ホール) | 2月10日(木) | 30名 | 申込 ①ホームページから直接申し込んで(入力して)ください。 ②同封の受講申込書(ホームページにも掲載)により、FAXで申し込んでください。 ※定員に到達次第締め切りますので、お早めに申込願います。 注) 新型コロナウイルス感染症の影響により中止する場合がございます。 |
| 出雲 | 出雲市民会館 (301会議室) | 2月 4日(金) | 100名 | |
| 大田 | あすてらす (研修室6) | 2月 9日(水) | 30名 | |
| 浜田 | サンマリン浜田 (研修室A・B) | 2月15日(火) | 30名 | |
| 益田 | ジュンテンドー研修センター (第2研修室) | 2月16日(水) | 30名 | |

お知らせ 今年度の「年金シニアライフセミナー」の開設は中止いたします。

お知らせ Webセミナー開催(第5回)について

「社員の採用と社会保険の手続(約30分)」

●募集期間：1月13日から1月31日まで ●動画配信：2月1日から3月10日まで
当協会ホームページから申込いただいた方へ動画閲覧用パスワード等をお送りします。
詳細は、ホームページ「事業案内 → 講習会・セミナー」でご確認願います。

社会保険の適用拡大について

2か月を超えて雇用が見込まれる方の被用者保険の加入について

現在、厚生年金保険法及び健康保険法では、「二月以内の期間を定めて使用される者」（引き続き使用されるに至った場合を除く）は適用除外としています。

令和4年10月からは、「二月以内の期間を定めて使用され、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれない者」を適用除外とするため、雇用契約の期間が2か月以内であっても、実態としてその雇用契約の期間を超えて使用される見込みがあると判断できる場合は、最初の雇用期間を含めて、当初から被用者保険の適用対象とします。

具体的な事務の取扱いのイメージ

- 雇用期間が2か月以内の場合であっても、

(ア) 就業規則、雇用契約書等において、その契約が「更新される旨」、または「更新される場合がある旨」が明示されている場合

(イ) 同一の事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている者が更新等により最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績がある場合

は、当初から適用します。

- ただし、(ア)(イ)のいずれかに該当するときであっても、労使双方により、最初の雇用契約の期間を超えて雇用しないことにつき合意しているときは、雇用契約の期間を超えることが見込まれないこととして取り扱います。

個人事業所の適用業種(士業) 追加について

令和4年10月から、常時5人以上の従業員を雇用している士業の個人事業所については、厚生年金保険・健康保険の強制適用事業所になります。

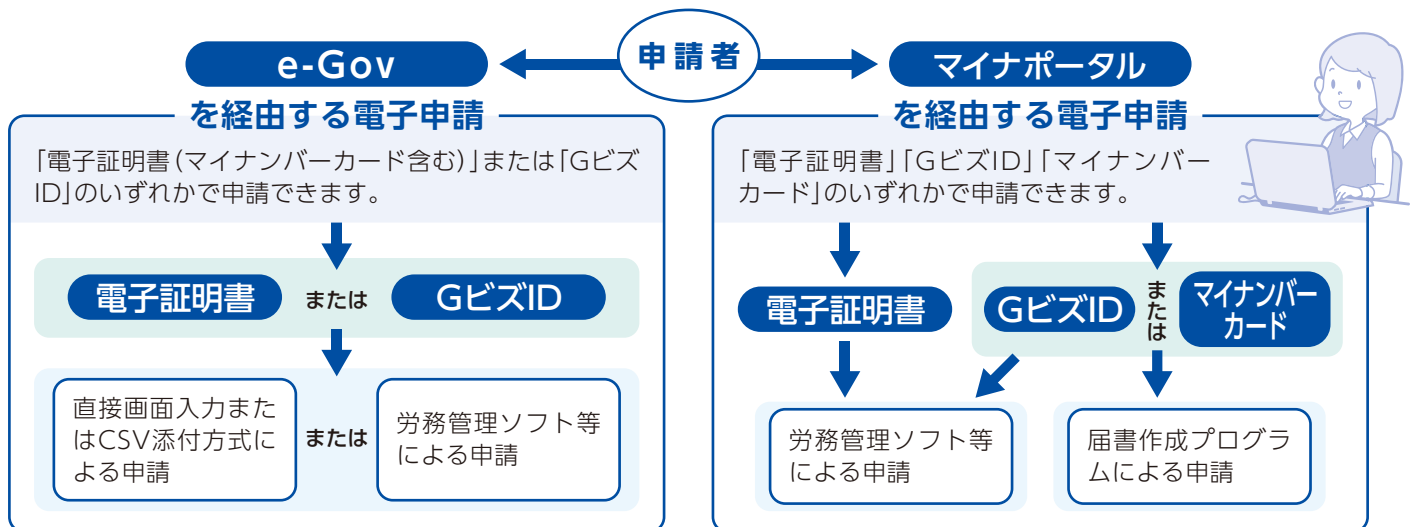
適用の対象となる士業

- 弁護士 ● 沖縄弁護士 ● 外国法事務弁護士 ● 公認会計士
- 公証人 ● 司法書士 ● 土地家屋調査士 ● 行政書士
- 海事代理士 ● 税理士 ● 社会保険労務士 ● 弁理士



社会保険手続きは電子申請が便利です！

電子申請は、「電子証明書」「GビズID」「マイナンバーカード」のいずれかで申請ができます。



※日本年金機構では電子申請にかかる訪問サポートを実施しています。
ご希望の場合は、管轄の年金事務所へご連絡ください。

令和4年1月1日から健康保険法の一部が改正されます 傷病手当金の支給期間が通算化されます

治療と仕事の両立の観点から、より柔軟な所得保障ができるよう、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）」により、健康保険法等が改正されました。

改正のポイント

●傷病手当金の支給期間が、支給開始日から「通算して1年6か月の日数分」になります。

- ・同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6か月までの日数分を達成するまでが対象となります。
- ・支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6か月を超えても、繰り越して支給可能になります。

●この改正は、令和4年1月1日から施行されます。

- ・令和3年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6か月を経過していない傷病手当金（令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金）が対象です。

支給期間の考え方

| | | | | | | | | |
|------------------------|----|-----|------------|-----|------------|-----|------------|--------------------------------------|
| 現行の 傷病手当金の 支給期間 | 出勤 | 欠勤 | 療養期間 欠勤 | 出勤 | 療養期間 欠勤 | 出勤 | 療養期間 欠勤 | ※支給開始日 から起算して 1年6か月経 過後は不支給 |
| | | 待期間 | 支給 | 不支給 | 支給 | 不支給 | 不支給 | |
| ← 1年6か月 → | | | | | | | | |
| 改正後の 傷病手当金の 支給期間 | 出勤 | 欠勤 | 療養期間 欠勤 | 出勤 | 療養期間 欠勤 | 出勤 | 療養期間 欠勤 | ※支給開始日 から通算して 1年6か月は 支給 |
| | | 待期間 | 支給 | 不支給 | 支給 | 不支給 | 支給 | |
| ← 通算1年6か月 → | | | | | | | | |

任意継続被保険者資格の喪失要件が変わります

改正の ポイント

●被保険者の任意脱退（希望するタイミングで資格を喪失）することが可能になります。

- ・資格喪失日は申し出のあった月の翌月1日となります。
- ・前納をされている任意継続被保険者についても、任意脱退が可能です。

本件に関するお問い合わせ先

■協会けんぽ島根支部 TEL.0852-59-5144 営業時間 8:30 ~ 17:15 (土日祝除く)

協会けんぽ島根支部ホームページ

協会けんぽ島根

検索

社会保険に関する各種書類のダウンロードや、最新の情報はこちらから！

日本年金機構 <https://www.nenkin.go.jp/>

全国健康保険協会島根支部 <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shimane/>

島根県社会保険協会 <https://www.shimane-shahokyo.or.jp>

社会保険しまね

発行者 | (一財) 島根県社会保険協会
文書提供 | 松江・出雲・浜田年金事務所
全国健康保険協会島根支部

2022.1.13 発行

通巻 837 号

※次回の発行については3月を予定しております。